

令和7年度 市民税・府民税申告書の手引き

令和7年度の市民税・府民税は、令和6年中の所得(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間に得た所得)を基準として計算します。

◀ 市民税・府民税の申告が必要な人 ▶

令和7年1月1日に市内に住所を有する人で、下記のいずれかに該当する人を除き申告書を提出する必要があります。

- ① 所得税の確定申告をする人
- ② 公的年金等の支払いを受けている人で、給与所得又はそれ以外の所得のない人 **(ただし、社会保険料控除などの所得控除を受ける必要がある場合は申告をしてください。所得税が源泉徴収されていて還付を受ける人は、確定申告の対象となります。)**
- ③ 給与支払報告書が事業所から長岡京市に提出されていて、その他に収入のない人
- ④ 令和6年中に所得のない人や遺族年金、障害年金などの非課税所得のみの人 **(ただし、国民健康保険の加入者は申告が必要です。また、申告をしないと所得証明書、非課税証明書が発行できないことがあります。)**

※申告には、納税義務者の身分証及び個人番号(マイナンバー)が確認できる個人番号カード等の提示(郵送の場合は写しの添付)が必要です。また、代理人が申告する場合は、納税義務者の個人番号が確認できる個人番号カード等及び代理権の確認ができる書類、代理人の身分証が必要です。

◀ 所得のない人や非課税所得のみの人が申告する場合 ▶

申告書表面の氏名・住所・生年月日・電話番号・個人番号を記入するとともに、「所得金額」の「合計」欄に「0(ゼロ)」と記入してください。

◀ 所得のある人が申告する場合 ▶

所得のある人は、次の該当する項目の記述に従って申告書に記入してください。

事業所得 (営業等)	建設業、小売業、飲食店業などの営業から生ずるものや対価を得て継続的に行う事業による所得	▼ 申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄に記入し、収入金額と所得金額を申告書表面の「事業・営業等」「事業・農業」「不動産」の該当する欄にそれぞれ記入し、收支内訳書を添付してください。
事業所得 (農業)	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの事業から生ずる所得	
不動産所得	土地、建物などの不動産の貸付け等によって生じる家賃、地代、権利金などの所得	※事業専従者がいる人は申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」も記入してください。
配当所得	株式や出資金に対する利益の配当などの所得	▼ 申告書裏面の「9 配当所得に関する事項」欄に記入し、収入金額と所得金額を申告書表面の「配当」欄に記入してください。
給与所得	勤務先から受ける給料、賞与、賃金(パート・アルバイト含む)などの所得	▼ 申告書表面の「給与」欄に支払額を記入してください。日給などで源泉徴収票のない人は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄も記入してください。
公的年金等	国民年金や厚生年金、企業年金などの公的年金等による所得	▼ 申告書表面の「公的年金等」欄に支払額を記入してください。
業務に係る雑所得	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得	▼ 申告書裏面の「8 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄に記入し、収入金額と収入金額から必要経費を差し引いた金額を申告書表面の「業務」欄にそれぞれ記入してください。
その他雑所得	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、暗号資産取引などの上記以外のものによる所得	▼ 申告書裏面の「8 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄に記入し、収入金額と収入金額から必要経費を差し引いた金額を申告書表面の「その他」欄にそれぞれ記入してください。
譲渡所得	機械、車両、器具などの動産や特許権、営業権、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得	▼ 申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄に記入し、コ、サ、⑩の金額を申告書表面の「総合譲渡短期」欄、「総合譲渡長期」欄にそれぞれ記入してください。(土地・建物、株式等の譲渡所得には、分離課税用の申告書が必要です。)
一時所得	生命保険契約に基づく満期戻金や当選金、競馬・競輪の払戻金など一時的な性質を持つ所得	▼ 申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄に記入し、シ、⑩の金額を申告書表面の「一時」欄に記入してください。

◀ 所得金額調整控除(一定の給与所得者の給与収入より控除されるもの) ▶

所得金額調整控除	<p>下記のどちらかの条件に当てはまる給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得から控除します。※所得金額調整控除の計算式は手引き裏面を参照ください。</p> <p>① 給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、下記のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人が特別障害者である人 ● 年齢23歳未満の扶養親族を有する人 ● 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人 <p>② 給与所得と公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える人</p> <p>▼ 申告書裏面の「14 所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。</p>
----------	--

◀ 所得控除(所得から差し引かれる金額) ▶

次の項目に該当すれば、所得から控除が受けられます。

雑損控除	<p>災害、盗難などによって住宅や家財などの資産が損害を受けた場合に雑損控除が受けられます。</p> <p>▼ 申告書表面の「雑損控除」の欄に、損害金額、保険金等で補てんされた金額、災害関連支出金等をそれぞれ記入し、「損失額の明細書」と「領収書」を添付してください。</p>
医療費控除	<p>診療費や治療のために必要な医薬品の購入費などを支払った場合は医療費控除が受けられます。</p> <p>※平成30年度から10年間、健康の維持増進及び疾病予防を目的とする健康診断等の一定の取組を行う個人を対象に医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)が受けられます。</p> <p>▼ 申告書表面の「医療費控除」の欄に、「支払った医療費等」、「補てんされる金額」をそれぞれ記入し、明細書を添付してください。※領収書は自宅で5年間保存する必要があります。</p> <p>※セルフメディケーション税制を受ける場合、セルフメディケーション税制の明細書の添付が必要です。</p>
社会保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、給与等から控除された額の全額が社会保険料控除の対象となります。</p> <p>▼ 申告書表面の「社会保険料控除」欄に「国民健康保険」、「後期高齢者医療保険」、「介護保険」、「国民年金」の支払額をそれぞれ記入してください。国民年金は控除証明書の添付が必要です。また、支払額が不明な場合、国民健康保険料は国民健康保険課、介護保険料は高齢介護課、後期高齢者医療保険料は医療年金課のそれぞれの窓口で納付済確認書をお渡しします。</p>
小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済等の掛金を支払った場合には、小規模企業共済等掛金控除が受けられます。</p> <p>▼ 申告書表面の「小規模企業共済等掛金控除」欄に支払金額を記入し、「支払った掛金の額の証明書」を添付してください。</p>
生命保険料控除	<p>生命保険契約等に基づいて支払った一般生命保険料又は介護医療保険料及び個人年金契約等に基づいて支払った個人年金保険料があるときは、生命保険料控除が受けられます。</p> <p>▼ 申告書表面の「生命保険料控除」欄にそれぞれの支払金額を記入し、控除証明書を添付してください。</p>
地震保険料控除	<p>損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金があるときは、地震保険料控除が受けられます。</p> <p>なお、平成18年末までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除の対象となります。</p> <p>▼ 申告書表面の「地震保険料控除」欄に「地震保険料の額」、「旧長期損害保険料の額」をそれぞれ記入し、控除証明書を添付してください。</p>
寡婦控除 ひとり親控除	<p>あなたが寡婦又はひとり親である場合、寡婦控除又はひとり親控除が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寡婦とは…次のいずれかに該当し、合計所得が500万円以下である人をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 夫と離別した後、再婚していない人などで、子以外の扶養親族を有する人 ② 夫と死別した後、再婚していない人 ・ひとり親とは…総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子(他の人の扶養親族等を除く)を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の単身者や未婚の人をいいます。 <p>▼ 申告書表面の「寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除」欄に記入してください。</p>
勤労学生控除	<p>あなたが学生・生徒等で、次のいずれにも該当する場合は勤労学生控除が受けられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 合計所得金額が75万円以下であること ② 合計所得金額のうち、自己の勤労によらない所得が10万円以下であること <p>▼ 申告書表面の「寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除」欄に記入してください。</p>
障害者控除	<p>あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者の場合に障害者控除が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者とは…次のいずれかに該当する、精神や身体に障がいのある人をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人 ● 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人や療育手帳の発行を受けている人 ● 65歳以上の人で障がいの程度が障害者に準ずるとして市町村長等の認定を受けている人 など ・特別障害者とは…障害者のうち、次の特に重度の障がいのある人をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳1級又は2級の人 ● 精神障害者保健福祉手帳1級の人 ● 療育手帳Aの人 など <p>▼ 申告書表面の「障害者控除」欄に記入し、「障害者手帳等」を提示するか、写しを添付してください。</p>
配偶者控除 扶養控除	<p>あなたと生計を一にする配偶者や16歳以上のその他の親族のうち、合計所得金額が48万円以下の人が該当します。(ただし、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることは出来ません。また、配偶者やその他の親族が、他の所得者の扶養親族とされていたり、青色又は白色の事業専従者に該当する場合は配偶者控除や扶養控除を受けることはできません。)30歳以上70歳未満の国外居住親族について、①留学により非居住者となった場合②障がい者③扶養控除を申告する納税義務者から、前年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている場合、のいずれにも該当しない場合は扶養控除を受けることができません。)</p> <p>▼ 申告書表面の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」の欄又は「扶養控除(16歳以上)」の欄に記入してください。また、扶養親族等が別居の場合は申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。(国外居住の扶養親族の場合、親族確認書類や送金確認書類等の提出又は提示が必要になります。必要書類は、扶養親族の年齢と区分によって異なります。)</p>
配偶者特別控除	<p>あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に該当します。(ただし、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合や、配偶者が他の所得者の扶養親族とされていたり、青色又は白色の事業専従者に該当する場合は、配偶者特別控除を受けることはできません。)</p> <p>▼ 申告書表面の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」の欄に記入してください。</p>
16歳未満の扶養親族 (年少扶養親族)	<p>年少扶養親族は、市・府民税の非課税限度額等の算定に必要なになるので、必ず申告をお願いします。</p> <p>▼ 申告書表面の「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」の欄に記入してください。</p>

◎不明な点があれば市民税係までお問い合わせください。

＜ 市民税・府民税の非課税範囲 ＞

均等割及び所得割が課税されない人	①生活保護法による生活扶助を受けている人 ②障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 ※未成年とは賦課期日(令和7年1月1日)時点において18歳未満の方(平成19年1月3日以降に生まれた方)です。
均等割が課税されない人	前年の合計所得金額が次の計算結果以下の人 ①同一生計配偶者又は扶養親族がいる人 35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族〔16歳未満の年少扶養親族を含む〕の数)+31万円 ②同一生計配偶者又は扶養親族がいない人…45万円
所得割が課税されない人	前年の総所得金額等が次の計算結果以下の人 ①同一生計配偶者又は扶養親族がいる人 35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族〔16歳未満の年少扶養親族を含む〕の数)+42万円 ②同一生計配偶者又は扶養親族がいない人…45万円

＜ 公的年金等に係る雑所得の速算表 ＞

年齢区分	公的年金等収入額		割合	割合からの控除額		
	以上	未満		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額 ～1000万円	1000万円超 2000万円以下	2000万円超
65歳未満の人 (昭35-1・2以後生)	130万円未満		—	60万円	50万円	40万円
	130万円	410万円	75%	27.5万円	17.5万円	7.5万円
	410万円	770万円	85%	68.5万円	58.5万円	48.5万円
	770万円	1000万円	95%	145.5万円	135.5万円	125.5万円
	1000万円以上		—	195.5万円	185.5万円	175.5万円
65歳以上の人 (昭35-1以前生)	330万円未満		—	110万円	100万円	90万円
	330万円	410万円	75%	27.5万円	17.5万円	7.5万円
	410万円	770万円	85%	68.5万円	58.5万円	48.5万円
	770万円	1000万円	95%	145.5万円	135.5万円	125.5万円
	1000万円以上		—	195.5万円	185.5万円	175.5万円

＜ 給与所得の計算 ＞

給与収入額(A)	端数処理		給与所得の金額
	以上	未満	
551千円未満			0円
551千円	1,619千円		①-550千円
1,619千円	1,620千円		1,069,000円
1,620千円	1,622千円		1,070,000円
1,622千円	1,624千円		1,072,000円
1,624千円	1,628千円		1,074,000円
1,628千円	1,800千円	①÷4=② (千円未満切り捨て)	②×4×60%+100千円
1,800千円	3,600千円		②×4×70%-80千円
3,600千円	6,600千円		②×4×80%-440千円
6,600千円	8,500千円		①×90%-1,100千円
8,500千円以上			①-1,950千円
所得金額調整控除(給与のみ)		(給与収入金額-850万円)×10% (最大15万円)	
所得金額調整控除(給与+年金)		年金所得(※)+給与所得(※)-10万円 (最大10万円)	

※所得が10万円を超える場合は10万円とする

＜ 所得控除金額 ＞

雑損控除	(損害金額-保険金等で補てんされる金額)① -(次の各項に定める金額)
	①災害関連支出額が5万円以下の場合 総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出額が5万円を超える場合 { 総所得金額等の合計額×10% } いずれか低い方の金額 ③損失金額①のすべてが災害関連支出額の場合 { 総所得金額等の合計額×10% } 5万円
医療費控除	(支払った医療費の額-保険金等で補てんされる金額) - { 総所得金額等の合計額×5% } 10万円 (最高限度…200万円)
	※【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)】を選択する場合 対象:健康の維持増進及び疾病の予防への取組として健康診断等一定の取組を行う個人 ・(特定一般用医薬品購入費-保険金等で補てんされる金額)-12,000円(上限…88,000円) ※この特例を受ける場合は通常の医療費控除は受けられません。

生命保険料控除	①平成24年1月1日以降に契約した保険契約分(新契約) 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除額について、それぞれ下表のように計算します。																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>保険料×50%+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>保険料×25%+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料の金額	控除額	12,000円以下	保険料の全額	12,000円超 32,000円以下	保険料×50%+6,000円	32,000円超 56,000円以下	保険料×25%+14,000円	56,000円超	28,000円(上限)																					
支払保険料の金額	控除額																															
12,000円以下	保険料の全額																															
12,000円超 32,000円以下	保険料×50%+6,000円																															
32,000円超 56,000円以下	保険料×25%+14,000円																															
56,000円超	28,000円(上限)																															
地震保険料控除	②平成23年12月31日以前に契約した保険契約分(旧契約) 一般生命保険料、個人年金保険料の控除額について、それぞれ下表のように計算します。																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>保険料×50%+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>保険料×25%+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料の金額	控除額	15,000円以下	保険料の全額	15,000円超 40,000円以下	保険料×50%+7,500円	40,000円超 70,000円以下	保険料×25%+17,500円	70,000円超	35,000円(上限)																					
支払保険料の金額	控除額																															
15,000円以下	保険料の全額																															
15,000円超 40,000円以下	保険料×50%+7,500円																															
40,000円超 70,000円以下	保険料×25%+17,500円																															
70,000円超	35,000円(上限)																															
新契約と旧契約の双方で一般生命保険料または個人年金保険料の控除を受ける場合には、それぞれ①及び②の金額の合計額(上限28,000円)になります。 なお、一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除額の合計適用限度額は70,000円です。																																
配偶者控除	①地震保険料																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>保険料×50%</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料の金額	控除額	50,000円以下	保険料×50%	50,000円超	25,000円																									
支払保険料の金額	控除額																															
50,000円以下	保険料×50%																															
50,000円超	25,000円																															
扶養控除	②旧長期損害保険料																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>保険料×50%+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料の金額	控除額	5,000円以下	保険料の全額	5,000円超 15,000円以下	保険料×50%+2,500円	15,000円超	10,000円																							
支払保険料の金額	控除額																															
5,000円以下	保険料の全額																															
5,000円超 15,000円以下	保険料×50%+2,500円																															
15,000円超	10,000円																															
配偶者特別控除	③地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合 ①と②の金額の合計額(最高限度…25,000円) ※ある一つの損害保険契約等が、上記の①・②の保険契約いづれにも該当する場合には、いづれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">(納税義務者本人の所得金額)</th> <th colspan="3">控除額(円)</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般控除対象配偶者</td> <td>330,000</td> <td>220,000</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>380,000</td> <td>260,000</td> <td>130,000</td> </tr> </tbody> </table>	(納税義務者本人の所得金額)	控除額(円)			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	一般控除対象配偶者	330,000	220,000	110,000	老人控除対象配偶者	380,000	260,000	130,000																
(納税義務者本人の所得金額)	控除額(円)																															
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																													
一般控除対象配偶者	330,000	220,000	110,000																													
老人控除対象配偶者	380,000	260,000	130,000																													
障害者控除	16歳未満の年少扶養親族 0円 一般扶養親族 330,000円 老人扶養親族 380,000円 特定扶養親族 450,000円 同居老親等扶養親族 450,000円																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額(円)</th> </tr> <tr> <th>以上(円)</th> <th>以下(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,001</td> <td>1,000,000</td> <td>330,000 220,000 110,000</td> </tr> <tr> <td>1,000,001</td> <td>1,050,000</td> <td>310,000 210,000 110,000</td> </tr> <tr> <td>1,050,001</td> <td>1,100,000</td> <td>260,000 180,000 90,000</td> </tr> <tr> <td>1,100,001</td> <td>1,150,000</td> <td>210,000 140,000 70,000</td> </tr> <tr> <td>1,150,001</td> <td>1,200,000</td> <td>160,000 110,000 60,000</td> </tr> <tr> <td>1,200,001</td> <td>1,250,000</td> <td>110,000 80,000 40,000</td> </tr> <tr> <td>1,250,001</td> <td>1,300,000</td> <td>60,000 40,000 20,000</td> </tr> <tr> <td>1,300,001</td> <td>1,330,000</td> <td>30,000 20,000 10,000</td> </tr> <tr> <td>1,330,001円以上</td> <td></td> <td>0 0 0</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	控除額(円)		以上(円)	以下(円)	480,001	1,000,000	330,000 220,000 110,000	1,000,001	1,050,000	310,000 210,000 110,000	1,050,001	1,100,000	260,000 180,000 90,000	1,100,001	1,150,000	210,000 140,000 70,000	1,150,001	1,200,000	160,000 110,000 60,000	1,200,001	1,250,000	110,000 80,000 40,000	1,250,001	1,300,000	60,000 40,000 20,000	1,300,001	1,330,000	30,000 20,000 10,000	1,330,001円以上	
配偶者の合計所得金額	控除額(円)																															
	以上(円)	以下(円)																														
480,001	1,000,000	330,000 220,000 110,000																														
1,000,001	1,050,000	310,000 210,000 110,000																														
1,050,001	1,100,000	260,000 180,000 90,000																														
1,100,001	1,150,000	210,000 140,000 70,000																														
1,150,001	1,200,000	160,000 110,000 60,000																														
1,200,001	1,250,000	110,000 80,000 40,000																														
1,250,001	1,300,000	60,000 40,000 20,000																														
1,300,001	1,330,000	30,000 20,000 10,000																														
1,330,001円以上		0 0 0																														
基礎控除	※配偶者特別控除が受けられない人 ①本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合 ②配偶者が控除対象配偶者に該当する場合 ③配偶者が青色又は白色の事業専従者の場合 ④配偶者が他の人の扶養親族とされている場合																															
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般の障害</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>特別障害</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害</td> <td>530,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額2,400万円以下</td> <td>430,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額2,400万円超～2450万円以下</td> <td>290,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額2,450万円超～2500万円以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	一般の障害	260,000円	特別障害	300,000円	同居特別障害	530,000円	合計所得金額2,400万円以下	430,000円	合計所得金額2,400万円超～2450万円以下	290,000円	合計所得金額2,450万円超～2500万円以下	150,000円	合計所得金額2,500万円超	0円																	
一般の障害	260,000円																															
特別障害	300,000円																															
同居特別障害	530,000円																															
合計所得金額2,400万円以下	430,000円																															
合計所得金額2,400万円超～2450万円以下	290,000円																															
合計所得金額2,450万円超～2500万円以下	150,000円																															
合計所得金額2,500万円超	0円																															
寡婦控除	寡婦 260,000円																															
ひとり親控除	ひとり親 300,000円																															
勤労学生控除	260,000円																															

税額控除

調整控除(合計所得金額が250万円を超える場合は適用外)

①合計課税所得金額が200万円以下の人

①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%・府民税2%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、
同表の該当する控除の金額欄④に掲げる金額の合計

②合計課税所得金額

②合計課税所得金額が200万円超の人

次の①の金額から②の金額を控除した金額の5%(市民税3%・府民税2%)
に相当する金額(上記の金額が2,500円未満のときは2,500円)

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、
同表の該当する控除の金額欄④に掲げる金額の合計

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※ 合計課税所得金額=課税総所得金額+課税山林所得金額+課税退職所得金額

控除の種類	金額④	控除の種類	金額④
障害者控除	普通 1万円	扶養控除	一般 5万円
	特 別 10万円		特 定 18万円
	同居特別 22万円		老 人 10万円
寡婦控除 1万円		同居老親等 13万円	
ひとり親控除 1~5万円		勤労学生控除 1万円	
配偶者控除	一般 2~5万円	配偶者特別控除	48万円超50万円未満 2~5万円
	老 人 3~10万円		50万円以上55万円未満 1~3万円
基礎控除 5万円			

寄附金税額控除

【対象となる寄附金と計算方法】

*前年中に支出した下記対象寄附金の合計額を④※1とする。

① 総務大臣より指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(④-2,000円)×市民税:6%・府民税:4%+[特例分:(④-2,000円)
×(90%-下表の割合×1.021)]※2 ×市民税:3/5・府民税:2/5

課税総所得金額から所得税との人的控除差額を控除した金額	割合	課税総所得金額から所得税との人的控除差額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	5%	1,800万円を超え4,000万円以下	40%
195万円を超え330万円以下	10%	4,000万円超	45%
330万円を超え695万円以下	20%	0円未満 (分離課税所得を有しない場合)	0%
695万円を超え900万円以下	23%	0円未満 (分離課税所得を有する場合)	地方税法に定める割合
900万円を超え1,800万円以下	33%		

② 京都府共同募金会、日本赤十字社京都府支部、総務大臣より指定を受けていない都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(④ - 2,000円) × 市民税:6%・府民税:4%

③ 京都府又は長岡京市の条例で定める寄附金
(④ - 2,000円) × 市民税:6%(長岡京市の条例で定めるもの)
× 府民税:4%(京都府の条例で定めるもの)

※1 上限: 総所得金額等の30% ※2 上限: 所得割(調整控除後)の20%

一ふるさと納税ワンストップ特例制度一

確定申告の不要な給与所得者等が、平成27年4月1日以降にふるさと納税を行う場合、納税先自治体が5団体以下の場合に各納税先自治体へ申請書を提出することにより、確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる制度。

※ただし、確定申告や市府民税申告をした場合は無効となります。

この制度の適用を受けた場合、上記①の控除額と申告特例控除額の合計が住民税から控除されることとなります。

申告特例控除額 = 上記①の特例分 × 下表の割合

課税総所得金額から所得税との人的控除差額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895分の5.105
195万円を超え330万円以下	79.79分の10.21
330万円を超え695万円以下	69.58分の20.42
695万円を超え900万円以下	66.517分の23.483
900万円超	56.307分の33.693

住宅借入金等特別税額控除

平成21年から令和7年末までに入居し、所得税において住宅ローン控除が控除しきれなかった方に対して、原則10年間①・②のいずれか少ない額を市民税・府民税の所得割から控除します。

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②【平成26年3月までの入居】所得税の課税総所得金額等の5%(上限:97,500円)

【平成26年4月以降令和3年12月までの入居】

所得税の課税総所得金額等の7%(上限:136,500円)※1

【令和4年1月以降令和7年12月までの入居】

所得税の課税総所得金額等の5%(上限:97,500円)※2※3

※1 住宅に適用される消費税率が8%または10%である場合です。それ以外の場合は、平成26年3月までの入居と同様です。

※2 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月以降令和3年12月までの入居と同様です。※3 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は控除対象外です。

配当控除

種類	課税所得金額		1千万円以下の部分		1千万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

税率

総合課税分

課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額に下の税率を適用します。

	市民税	府民税	国税
所得割	6%	4%	-
均等割※1	3,000円	1,600円	-
森林環境税※2	-	-	1,000円

※1 「豊かな森を育てる府民税」に関するお知らせ
森林の整備・保全を進めるため、平成28年度から府民税の納税義務者一人につき年額600円の御負担をいただくこととなりました。
(問い合わせ先: 京都府農林水産部林業振興課 075-414-5016)
※2 令和6年度から国内に住所のある個人に対して、「森林環境税(国税)」が市・府民税均等割と併せて年額1,000円徴収されます。

分離課税分

区	分	市民税	府民税	
短期譲渡	一般	5.4%	3.6%	
	軽減	3%	2%	
長期譲渡	一般	3%	2%	
	優良住宅地等(特定)	2千万円以下	2.4%	1.6%
		2千万円超	3%	2%
	居住用財産(軽課)	6千万円以下	2.4%	1.6%
	6千万円超	3%	2%	
一般株式等の譲渡		3%	2%	
上場株式等の譲渡		3%	2%	
上場株式等の配当等		3%	2%	
先物取引		3%	2%	

税額計算の方法

総所得金額-所得控除額=課税総所得金額(1,000円未満切捨て)

課税総所得金額×税率=税額控除前所得割額

税額控除前所得割額-税額控除額=所得割額

所得割額+均等割額+森林環境税=年税額

年税額-控除不足額=差引納付額

注1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

2 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額です。

3 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。